

保 発 0 3 0 5 第 5 号
平 成 3 0 年 3 月 5 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
（ 公 印 省 略 ）

「指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第48号）等が公布され平成30年4月1日より適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

別添1 「指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて」（平成12年3月31日付保発第72号・老発400号）の一部改正について

「指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて」（平成12年3月31日付保発第72号・老健第400号）の一部改正について

1 第二の1の(1)を次のように改める。

- (1) 健保法第89条第2項の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、管理者要件（管理者が保健師、助産師又は看護師であることをいう。以下同じ。）及び人員要件（当該事業所において訪問看護に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の員数について、当該事業所の看護職員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の看護職員が勤務すべき時間数で除して得た数が2.5以上であることをいう。以下同じ。）を満たすものに限る。以下同じ。）の指定を受けようとする者、同法第42条の2第1項本文の規定による指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、管理者要件及び人員要件を満たすものに限る。以下同じ。）の指定を受けようとする者及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、管理者要件及び人員要件を満たすものに限る。以下同じ。）の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が健保法第89条第2項ただし書きに規定する別段の申出（以下「別段の申出」という。）を行わないときは、当該申請者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定を受けることにより、同時に健保法第89条第1項の指定があったものとみなされるものであること。

2 別紙様式2を別紙のように改める。

受理番号	
------	--

① 訪問看護ステーション	名 称	
	所 在 地	
② 事業者名・代表者氏名等	名 称	
	主たる事業所の所在地	
	代表者氏名及び住所	

上記のとおり、指定訪問看護等の事業を行わない旨を申し出ます。

平成 年 月 日

申請者の名称及び主たる事業所の所在地

地方厚生（支）局長 殿

代表者の職名及び氏名

印

備考：「受理番号」欄には、記入しないこと。